

第4章 計画の推進にあたって

1 計画的な都市づくりの推進

土地利用制度の適切な運用

本市は、市街地を取り囲む農地や自然地と調和して、比較的コンパクトに市街地が形成されており、今後も現在の都市構造を生かした良好な土地利用の形成を図ります。

そのため、開発許可制度、農業振興地域の整備に関する法律等の適切な運用により、良好な農地や自然環境を保全するとともに、用途地域を基本として適切な運用を図っていきます。

南陽市立地適正化計画との連携

立地適正化計画は、人口減少社会においても持続可能な都市を実現する計画として、居住及び都市機能の誘導を図るとともに、公共交通網の充実等により、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進するものです。

このため、本計画と南陽市立地適正化計画が連携・連動し一体となった都市づくりを進め、目指す将来都市像『つながり つどう 縁結ぶまち 南陽』の実現を図ります。

計画的な都市施設の整備の推進

本市では、円滑な交通環境の実現に向けて、これまで都市計画道路の整備等を順次進めてきましたが、現在も未整備のまま残っている区間があります。このような区間については、今後も計画的な整備を推進するとともに、沿道環境や社会経済情勢の変化、交通量の見通し、代替道路の有無等を検討したうえで、都市計画道路網の見直しを検討します。

都市公園等の老朽化が進行する都市施設においては、修繕・更新等の適正な維持管理を行うことにより、利用しやすい環境づくりを進めます。

また、将来像の実現に向けた各種都市計画施設等の整備については、必要に応じて新たな都市計画の決定や変更を進めます。

将来像を実現する都市計画の運用

本市の目指す将来都市像の実現に向けては、宅地化等の都市的土地利用の変化がみられる地区や市街地整備を予定する地区等について土地利用の方針を定め、都市計画区域及び用途地域の見直しを適宜検討します。

災害に強い都市づくり

災害に強い都市を目指すため、近年多発する自然災害に対応した河川等のインフラ整備を推進するとともに、土砂災害等の危険性がある地域については適切な防災対策に取り組みます。

地域まちづくりの推進

人口減少や少子高齢化等の進行により、地域の活力低下やコミュニティの過疎化が懸念されますが、本市では地域がつながり、支え合う良好なコミュニティの形成を図ります。

また、本市は、赤湯、宮内を中心に温泉や歴史資源等の様々な地域資源を有した個性ある市街地を有していることから、今後もコミュニティや地域資源等を生かした魅力と特色ある地域まちづくりを推進します。

2 市民との協働によるまちづくりの推進

地域まちづくり活動への支援

本市では、昔ながらの良好な地域コミュニティが形成・維持され、現在でも、地域におけるまちづくり活動は継続して行われている状況にあります。

今後もコミュニティ維持や地域の活性化に係る活動が継続的に行われるよう、地域の様々なまちづくり活動について支援を進めていきます。

市民主体のまちづくりの促進

まちづくりの多様化や市財政の緊縮化等を背景に、都市づくりにあたっては、行政の取り組みとともに、市民や活動団体、民間企業等が主体となり、地域の問題・課題等を効果的に解決していくことが求められます。

このため、市民が主体となったまちづくりを推進します。

まちづくりへの市民参加の促進

市民と行政が連携、協力しながら、都市や地域が抱える問題・課題等を解決していくまちづくりを実践していくため、情報を広く、分かりやすく市民に提供して、身近なまちづくりへの参加機会の拡充を図ります。

また、各種計画等の策定過程での市民参加や意見交換会の実施等、市政運営における市民参加を促進します。

3 都市づくりの推進体制の強化

庁内の推進体制の強化

近年、人口減少・少子高齢化等の社会の変化や生活・価値観の多様化等に伴い、都市づくりの課題は複雑化し、地域性や個別性も高まっています。このような幅広い課題の解決に向けては、庁内の横断的な連携体制の強化を図ります。

国、県及び周辺自治体との連携、協力の強化

国、県が策定した上位計画や関連計画との連携を図り、相互に協力し合いながら、都市づくりを進めていきます。

また、周辺自治体及び関係事業者が連携、協力して都市づくりや公共交通網の充実等を目指します。

国、県事業推進の要望

本市の発展に関わる国や県が進める広域的な交通体系の整備等については、早期整備に向け、国や県へ事業の要望を継続していきます。

また、近年頻発する豪雨被害に対応して、吉野川の全面改修等防災関連事業の推進を要望していきます。

4 計画の管理・見直し

施策の方針の進行管理

本計画に示す目標や施策の方針については、取り組み実績や進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて施策、事業の見直し等を行い、計画的な都市づくりを推進します。

計画の見直し

本計画は、計画策定から 20 年後の令和 22 年度を見据えた都市づくりの目標を実現するため、10 年後の令和 12 年度を目標とした具体の方針、施策を定めています。今後は、本計画における都市づくりの将来像の実現に向けて、各事業、施策に取り組んでいきますが、上位計画に大きな変更が生じた場合や社会経済の変化等に伴い、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。